

# 苫小牧市特産品認定審査要綱

## (目的)

第1条 苫小牧にゆかりがあり、本市の特産品として認められる飲食物と判断できるものを「苫小牧の特産品」と認定し、広くPRして、地場産業の育成及び活性化させることを目的とする。

## (特産品対象品)

第2条 特産品の対象品は次の事項によるものとする。

- (1) 地場の資源を活かしていると認められるもの
- (2) 苫小牧市において生産、製造、加工または販売されているもの
- (3) 完成品又は半製品で、自社製品であるもの
- (4) 既に市内の店頭やインターネットで販売されており、一定の実績があると認められるもの
- (5) パッケージ化されており、持ち運びやすくなっているもの
- (6) その他「苫小牧の特産品」認定基準表の項目に該当すると思われるもの

## (申請)

第3条 申請手続きは次のとおりとする。

- (1) 申込 苫小牧の特産品申請書（様式1号）に、必要事項を記入し、提出のこと。
- (2) 申請数量 申請できる商品数は1社3品目までとする。
- (3) 更新申請 既に特産品として認定を受けているものについては、苫小牧の特産品申請書（様式1号）と、更新商品申請書（様式2号）を提出すること。
- (4) 新規申請 苫小牧の特産品申請書（様式1号）と新規商品申請書（様式3号）を提出すること。
- (5) 申込期限 各年度においてこれを定める。

## (申請書の記載要領)

第4条 申請書の記載要領は次のとおりとする。

- (1) ひとつの商品で容器形態、原料、量目等が異なるときは、その品目ごとに記入すること。
- (2) 同一原料・形態であって、大・中・小または詰め合わせ数が異なる場合は、その品目ごとに記入すること。

## (認定審査会の運営)

第5条 認定審査会は次により構成し、審査運営する。

- (1) 提出された申請書により、審査会において商品の試飲・試食等を行い認定資格の適否を決定する。
- (2) 審査会の委員数は、苫小牧観光協会及び関係団体で構成し、10名以内とする。
- (3) 審査会に係る事務局については、観光振興課に置く。

## (審査結果の通知)

第6条 特産品の申請結果については次のとおりとする。

認定資格の適否を審査し、その結果を通知するものとし、認定された特産品は苫小牧市発行のパンフレットに掲載し広くPRするものとする。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

- 附則 この要綱は、平成13年12月28日から実施する。
- 附則 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。
- 附則 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。
- 附則 この要綱は、平成23年12月1日から実施する。
- 附則 この要綱は、平成24年12月1日から実施する。
- 附則 この要綱は、令和3年9月1日から実施する。
- 附則 この要綱は、令和5年11月1日から実施する。